

彦根市納税通知書用封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、彦根市が納税通知書用封筒を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、彦根市広告掲載要綱(平成23年彦根市告示第151号。以下「要綱」という。)および彦根市広告掲載基準(平成23年8月18日施行。以下「広告掲載基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「納税通知書用封筒」とは、固定資産税・都市計画税納税通知書、市民税・県民税納税通知書および軽自動車税種別割納税通知書を発送する際に用いる封筒をいう。

(広告の規格)

第3条 納税通知書用封筒に掲載する広告の寸法、位置その他の規格は、別に定める。

(使用期間)

第4条 広告が掲載された納税通知書用封筒の使用期間は、別に定める。

(広告の掲載の基準)

第5条 納税通知書用封筒への広告の掲載は、要綱第3条第1項各号に掲げる基準および広告掲載基準第4条から第6条までに規定する基準による。

2 広告掲載基準第5条第10号に規定する業種は、投機的商品に関する業種その他市長が適当でないと認める業種とする。

(公募による募集)

第6条 納税通知書用封筒に掲載する広告は、公募により募集する。

2 前項の公募は、市が発行する広報紙もしくは市のホームページまたはその両方で行う。

(広告の掲載の申込み)

第7条 納税通知書用封筒への広告の掲載を希望する者は、彦根市納税通知書用封筒広告掲載申込書(以下「申込書」という。)(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、指定する期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 納税通知書用封筒に掲載する広告の内容、形状、デザイン等(以下「広告の内容等」という。)を明らかにする書類
- (2) 当該申込者の事業の概要が分かる書類
- (3) 資格または免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載料の最低募集価格)

第8条 市長は、納税通知書用封筒に掲載する広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)の最低募集価格を設けることができる。

2 前項の規定により最低募集価格を設けた場合は、第6条の規定による公募の際に周知するものとする。

(掲載する広告の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申込みの内容を審査し、第5条各項に掲げる基準により掲載することができる広告のうち、申込書に記載された申込額(前条第1項の規定により最低募集価格を設けた場合は、最低募集価格以上のものに限る。)が最も高い者の広告を納税通知書用封筒に掲載する広告とする。

2 前項の場合において、申込額が同額である者が2人以上あるときは、くじにより1者を決定する。

3 市長は、前項の規定によりくじを実施する場合は、くじの実施日時、実施場所等を該当する者に通知する。

4 前項の通知を受けた者で、くじに参加しなかったものおよびくじの実施時刻に遅刻したものは、棄権したものとみなす。この場合においては、これらの者は、異議を申し立てることができないものとする。

5 市長は、前各項の規定により納税通知書用封筒に掲載する広告を決定したときは、当該申込者に対し、彦根市納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

(広告の原稿の提出等)

第10条 前条第5項の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、納税通知書用封筒に掲載する広告の原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条第5項の規定により納税通知書用封筒に掲載する広告を決定した後、当該広告の内容等を変更する必要がある場合は、変更後の広告の内容等について事前に市長の承認を得なければならない。

(広告掲載料等)

第11条 広告掲載料は、別に定める。

2 納税通知書用封筒に掲載する広告のデザイン作成等に要する経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により納税通知書用封筒に広告を掲載することができなかった場合は、全額返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、第 1 号および第 2 号に該当するときは、広告主への催告その他の手続を行わないものとする。

(1) 広告主が当該広告の原稿を指定する期日までに提出しないとき。

(2) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(3) その他市長が当該広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の場合において、市は、広告主が当該広告のデザイン作成等に要した経費その他一切の経費を負担しない。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、納税通知書用封筒に掲載された広告の内容等について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、納税通知書用封筒に広告を掲載するまでに、当該広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、および当該広告の内容等に係る知的財産権その他一切の権利について必要な措置を講じなければならない。

3 広告主は、納税通知書用封筒に掲載された広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害の救済の申出、損害賠償の請求等があった場合は、その責任および負担により解決しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、納税通知書用封筒への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和元年 10 月 23 日から施行する。